平成２７年（フ）第３４２号
札幌市厚別区もみじ台西５丁目13番12号
破産者　千葉　康司
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７６８号
札幌市豊平区美園８条３丁目４番３―101号
破産者　照井　　諒
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６５号
茨城県水戸市元吉田町2050番地の５
破産者　河田　祐幸
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第９５号
茨城県那珂市鴻巣615番地５
破産者　井上　大助
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４３９号
栃木県那須塩原市太夫塚２丁目230番地　ダイコー寿住宅15号
破産者　石塚　行雄
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６１号
埼玉県草加市長栄３丁目36番地９　高橋荘102号、開始決定時の住所埼玉県草加市北谷２丁目35番18号
破産者　秋元商店こと　宮崎　進二
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
埼玉県越谷市大字南荻島4182番地３
破産者　伊澤　シゲ
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１３２号
埼玉県越谷市大字南荻島4182番地３
破産者　伊澤　龍雄
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１７３号
埼玉県草加市両新田西町368番地29
破産者　待井　洋子
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１７４号
埼玉県春日部市栄町１丁目293番地　田口コーポ103
破産者　窪田　浩一
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１７５号
埼玉県春日部市西宝珠花197番地１
破産者　伊藤今朝夫
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１８８号
埼玉県春日部市谷原１丁目13番地25
破産者　青柳　　修
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
愛知県豊橋市佐藤４丁目33番地21（Ｂ―101）、従前の住所愛知県豊橋市下五井町小馬場63番地７
破産者　山口　貴弘
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第９３号
愛知県豊川市八幡町上ノ蔵13番地の１　ファーストドリーム弐番館201
破産者　森本　涼介
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第３７号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原西２丁目12番１号　エーデル21　Ａ101号
破産者　原　　隆志
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７３２号
福岡市早良区野芥８丁目５番２号
破産者　高橋　秀典
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５号
茨城県日立市大沼町３丁目32番１号
破産者　鈴木　章吾
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第８９９号
横浜市緑区中山町316番地６　中谷ハイツ201号
破産者　梅木　　將
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６３６号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地17街区５棟501号
破産者　吉原　孝信
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部